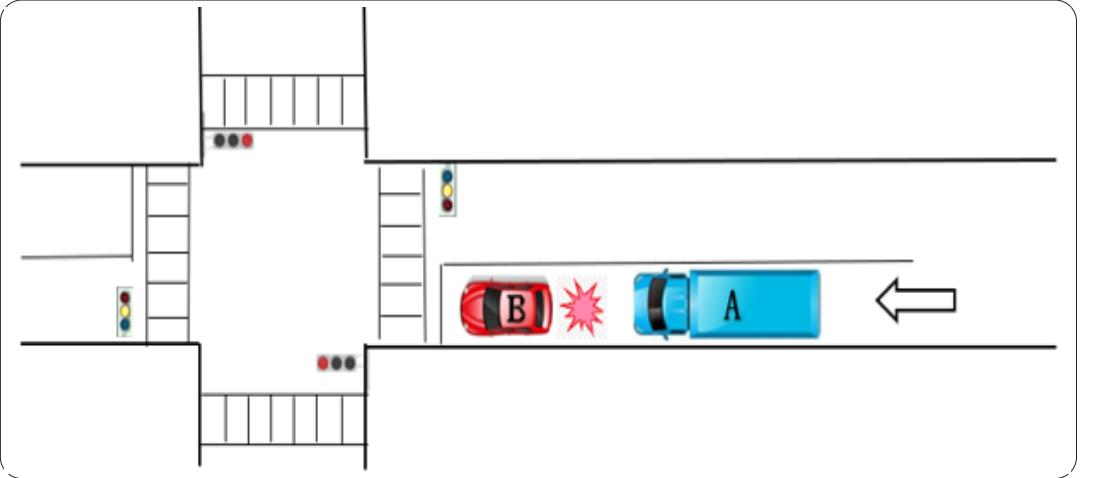


# 職場における 交通安全指導

【大型貨物が、ながらスマホで運転中、赤信号で停車中の普通乗用車に追突】



## ■事故の概要

### ●事故の当事者

当事者A（大型貨物車）：40歳代、男性  
当事者B（普通乗用車）：30歳代、男性

### ●被害状況

A:車両前部中破(物損のみ)  
B:軽傷(頸椎捻挫等)  
車両後部凹損等大破

### ●道路状況

信号機のある交差点手前の直線道路

事故当時の現場の交通の流れは、比較的順調で、渋滞等がなかったことに気を許し、所持していたスマートフォンでYouTube動画を見ながら「ながらスマホ」の状態で運転していた。

Aはスマートフォンに気を取られたまま、前方不注視の状態で走行していたため、前方交差点の手前で赤信号により停車していた相手車Bに直前で気づき、慌ててブレーキを掛けたが間に合わず、停車中のBに追突した。

## 事故の原因

この事故の原因は、現場の交通の流れが比較的順調で、渋滞等がなかったことで、少しくらいスマートフォンの動画を見るなら大丈夫だらうと注意力が散漫となり、他車の状況や周囲の安全確認を怠ったまま走行していたことです。

## 事故状況

Aは、乗務歴が20年の乗務経験が豊富なベテランドライバーで、大型貨物車を運転し、主に生活雑貨等の一般貨物を配送する業務に従事している。

事故の当日は、配送センターで生活雑貨等を積み込み、スーパーに納品する途中であった。

Part 143

## 安全指導

スマートフォンや携帯電話は、通話機能に加え、インターネット、メール、ゲーム等ができる、私たちの生活に欠かすことのできない大変便利な機能を持つものになっていますが、運転中にスマートフォンの画像等を注視するなどの携帯電話使用等に起因する交通事故については、2019年12月に改正道路交通法が施行され、携帯電話使用等の罰則等が引き上げられました。

運行管理者の皆さんには、「ながらスマホ」が重大な事故の原因となるおそれがあることや道路交通法に違反した場合の罰則等についてご理解いただき、しっかりと事故防止に努めていただくようお願いします。

### 1. 運転中のスマートフォン等利用に対する罰則の強化について

- 2019年12月1日から、運転中にスマートフォンや携帯電話で通話したり、画面を見たり、操作を必要とする「ながらスマホ」に対しての罰則が厳しくなっています。

運転中の「ながらスマホ」による交通事故は、近年、増加傾向にあり、「チラッと画面を見るくらい大丈夫」と思うかもしれません、その一瞬の油断が悲惨な交通事故を引き起こしています。交通事故を起こしたくて起こす人はいません。

運転中にスマートフォン等を使用しないといけない場合は、安全な場所に停車してからにいたしましょう。

- 「ながらスマホ」に対する罰則について、運転中のながらスマホで交通事故を起こした場合、免許取り消しになる場合もあります。

① 携帯電話等を保持して通話したり画像を注視したりした場合

罰 則	6月以下の拘禁 又は10万円以下の罰金
反 則 金	大型車25,000円 普通車18,000円 二輪車15,000円
点 数	3点

② 携帯電話等の使用により事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合

罰 則	1年以下の拘禁 又は30万円以下の罰金
反 則 金	適用なし
点 数	6点

### ・ 「ながら運転」の法解釈

ながら運転は法律的にも禁止されている行為ですが、すべてが禁止されてしまうとカーナビの案内画面を見ることはできません。ポイントは走行中の安全が確保されているかどうかです。道路交通法では「携帯電話用装置…その他無線通話装置を通話のため使し…画像表示用装置を注視しないこと」と定められています。

スマートフォンや携帯電話は、運転前にドライブモードや電源をOFFにするなどし、運転中はカバンなどに保管するよう指導しましょう。

また、運行管理者の皆さん、運転者が「ながらスマホ」をしてしまう原因を想定した対応をしてください。例えば運転者への電話連絡等のタイミングは、走行している時間帯を考慮し、事故の発生防止に努めましょう。

### 【交協連作成のQRコードステッカー】

毎日の運行開始前に視聴して安全意識を高めましょう！

動画内容は毎日更新され、安全運転や運行管理に関する動画を短時間で視聴できます。

(120種類のコンテンツを毎日更新)



※こちらのQRコードはサンプル動画なっています。  
(配信される内容は、現物ステッカー印字のQRのみで視聴可能となっています。)